



7月21日(日)は

投票時間
午前7時から午後6時まで

第23回 参議院議員通常選挙の投票日です。

選挙は、私たちが政治に参加するための手段の一つです。
大切な自分の一票をむだにすることなく、かならず投票しましょう。

●投票の種類は2種類

参議院選挙区選出議員選挙……候補者の氏名を記載する。
参議院比例代表選出議員選挙……候補者の氏名又は政党などの名称もしくは略称を記載する。

●上ノ国町で投票できる方

年齢要件…平成5年7月22日までに生まれた方
住所要件…平成25年4月3日までに上ノ国町に住民登録をし、引き続き町内に住んでいる方
※平成25年3月20日以前に転出した方は選挙人名簿から抹消されます。

●投票所入場券が変わります

投票所入場券(ハガキ)が変わり、裏面には期日前投票宣誓書(兼請求書)を印字しました。
ハガキ裏面は期日前投票にご活用ください。
期日前投票(投票日以外の投票)をする方はハガキ裏面に氏名等の必要事項を記入し、期日前投票所にお持ちください。
ご自宅で記入することにより投票所での待ち時間が短縮され、大変便利です。

(裏面)

期日前投票する際は、下記の1から5のいずれかに○をし、氏名・生年月日を記載の上、この宣誓書を御持参ください。

期日前投票期間 7月5日～7月20日
期日前投票時間 午前8時30分～午後8時
期日前投票場所 上ノ国町選挙管理委員会室

期日前投票宣誓書兼請求書

私は、裏面に記載執行の選挙の当日、下記の事由に該当する見込みであり、開票期における期日前投票をしたいので、次により投票用紙の交付を請求します。

次の1から5のいずれかに○をしてください。

○ 仕事	イ. 学業	に就事	※左のA～Eいずれかに○を付してください。その場合は裏面に記載してください。
ウ. 地域行事の役員	エ. 本人又は親族の冠婚葬祭		
オ. その他()			
1 以外の用事又は事故のため		に外出	※左のA～Eいずれかに○を付してください。
2 ア. 上ノ国町外		・旅行	
イ. 上ノ国町内(字)		・滞在	
3 ア. 疾病、負傷、出産、身体障害者等のため歩行困難			※左のA～Eいずれかに○を付してください。
イ. 保護施設等に収容			
4 交通至難の島等()に居住、滞在			
5 住所移転のため、他の市町村に居住			

上記は、真実であることを誓います。
平成25年 7月 5日

選挙 太郎

裏面のとおり

氏名 明治・大正・昭和・平成 年 月 日生

選挙人名簿に記載されている住所 檜山郡上ノ国町字 檀山

(現住所と異なる場合のみ記入すること)

期日前投票される方は、事前に 箇所必要事項を記入してください。

期日前投票

仕事や旅行などの都合で投票日に投票できない方は、事前に投票できます。
投票できる期間……7月5日(金)から7月20日(土)まで
投票できる時間……午前8時30分から午後8時まで
投票できる場所……上ノ国町選挙管理委員会室(役場庁舎1階)
※土・日曜日・祝日も投票できます。

不在者投票

出稼ぎや長期出張の方
滞在先の選挙管理委員会にて投票ができます。
早めに滞在先の選挙管理委員会に確認してください。

老人ホームや病院に入所・入院されている方
不在者投票の指定施設であれば投票できます。
詳しくは、入所・入院されている施設にご確認ください。

郵便による不在者投票

身体に重度の障害があり一定の要件を満たす方で、投票日に投票所に行けない方は、自宅で投票することができます。事前に「郵便等投票証明書」の交付が必要ですので、詳しくは選挙管理委員会へお問い合わせください。

【お問い合わせ先】 上ノ国町選挙管理委員会 TEL 55-2311 内線285まで